

# はじめに

## ● 計画策定の目的

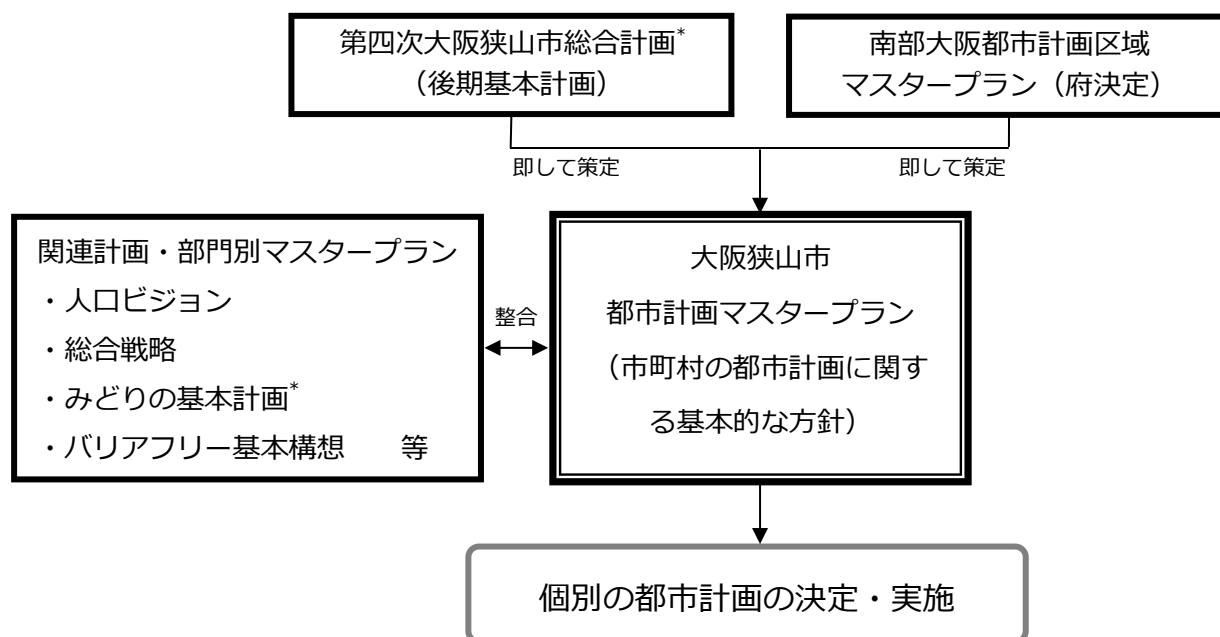
本市では、平成 11 年（1999 年）10 月に都市計画マスタープランを策定し、平成 23 年（2011 年）3 月に改訂していますが、その後 5 年あまりが経過し、その間、都市計画法の改正や南部大阪都市計画区域\*マスタープランが改定（平成 28 年（2016 年）3 月一部改定）されました。また、少子高齢化の進展、地球環境問題への取組みの重要性の高まり、安全・安心な暮らしの確保、市民協働\*によるまちづくりの広がり等、社会経済情勢は大きく変化しており、本市の最上位計画である第四次総合計画\*の基本計画が改定され、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年（2014 年）11 月 28 日）に基づく大阪狭山市人口ビジョン及び大阪狭山市総合戦略が策定されています。

このような変化を踏まえるとともに、「第四次大阪狭山市総合計画\*後期基本計画」に即しつつ各計画との整合を図るため、平成 23 年（2011 年）から概ね 10 年間を計画期間とする「都市計画マスタープラン」を見直すものです。

## ● 計画の位置づけと役割

都市計画マスタープランは、本市の基本的な計画である第四次大阪狭山市総合計画\*のもと、都市基盤施設等に関する部門別計画として、また、大阪府の将来都市像を展望して定められている南部大阪都市計画区域マスタープランにも即した計画として位置づけられます。

本計画は、市民の意見を反映し、地域別の課題に応じた整備方針を定め、地域の都市生活、経済活動を支える土地利用の方針や道路、公園、上下水道等の諸施設の計画を、関連計画とも連携して総合的に推進するための役割を担っています。



## ● 社会経済情勢等を踏まえた計画策定の視点

都市計画マスタープランの策定にあたっては、社会全体における少子高齢化の進展や、人口の減少が想定されていること等、社会環境に大きな変化が起きてきていることを踏まえつつ、市民生活の利便性が向上し、安全・安心で快適なものとすることをめざした土地利用や都市施設等の整備や管理、保全のあり方について検討しました。

特に、狭山池、天野街道等の地域環境の保全や、低炭素社会<sup>\*</sup>をめざした取組み等、地球環境に配慮した視点も踏まえるとともに、公共施設や緑地・住環境の管理活動等、市民協働<sup>\*</sup>の視点を重視しました。

### 参考：市町村の都市計画の基本方針（都市計画マスタープラン）

#### ■ 制度の根拠

都市計画マスタープランは、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と呼ばれます。平成4年（1992年）の都市計画法の一部改正により、第18条の2第1項で「市町村は、（中略）当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、基本方針）を定めるものとする」と追記され、市町村は都市計画に関する基本的な方針を定める責務を負いました。

#### ■ 都市計画の基本方針の活用について

都市計画法の中で「市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない」と明記されており、市町村が定める主な都市計画には以下のものがあります。

- ・ 地域地区のうち府決定以外のもの（用途地域<sup>\*</sup>、防火地域<sup>\*</sup>・準防火地域<sup>\*</sup>、生産緑地<sup>\*</sup>地区など）
- ・ 4車線未満の都市計画道路<sup>\*</sup>
- ・ 下水道法による公共下水道の都市計画
- ・ 面積10ha未満の都市計画公園、都市計画緑地、都市計画広場又は墓園
- ・ 面積50ha以下の土地区画整理法による土地区画整理事業
- ・ 面積3ha以下の都市再開発法による市街地再開発事業
- ・ 面積20ha以下の大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法による住宅街区整備事業
- ・ 地区計画<sup>\*</sup>

よって、これらを計画決定するためには、その位置づけのある「大阪狭山市における都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」を活用することになります。

また、建設省都市局長通達では基本方針の活用について以下のように明記されています。

「緑のマスタープラン等都市計画に関連した分野別の計画の内容のうち必要な事項を基本方針にも位置づけ、住民の意見を反映させつつ、これを具体化・詳細化すること等により、各種施策を体系的かつ協力を推進する上で基本方針の積極的活用を図ること。」

以上のことや近年の市町村への権限移譲の流れからも、前述の市町村が定める都市計画の決定だけでなく、道路・公園等の基盤整備事業や土地区画整理事業等の市街地開発事業における補助事業採択、府決定である区域区分の見直しや市決定の都市計画に際しても、その施策が“都市づくりの具体性のある将来ビジョン”に則していることがますます要求されるようになっていくと思われます。

そのため、都市計画マスタープランは、これらのことも位置づけを図り、活用することとします。